

# 長野県地域防災計画

## 震災対策編

令和2年度修正（案）

（令和3年3月）

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考								
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 420 1273 646"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)電力会社</td> <td>(<del>中部電力株、中部電力パワーグリッド株</del>、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(10)電力会社	( <del>中部電力株、中部電力パワーグリッド株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1374 420 2466 600"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)電力会社</td> <td>(<del>中部電力株</del>、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(10)電力会社	( <del>中部電力株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	<p>事業者名の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(10)電力会社	( <del>中部電力株、中部電力パワーグリッド株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(10)電力会社	( <del>中部電力株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。									

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、<u>航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化</u>を実施するよう努める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</u></p> <p><u>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u> また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u></p> <p><u>e 民間事業者</u>に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>f 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>i 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する<u>よう努める</u>とともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u> また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p><u>d 民間事業者</u>に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>e 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

**イ【市町村が実施する計画】**

(エ) 地質、地盤の安全確保

c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

d 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

f 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

**ウ【関係機関が実施する計画】**

(カ) 災害応急対策等への備え

c 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

**イ【市町村が実施する計画】**

(エ) 地質、地盤の安全確保

c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

(新設)

c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(新設)

(新設)

**ウ【関係機関が実施する計画】**

(カ) 災害応急対策等への備え

(新設)

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

<p>e 民間事業者<sup>e</sup>に委託可能な災害対応に係る業務（災害情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p><u>f 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(別記) 防災機能を有する道の駅一覧</u> → <b>風水害対策編 参照</b></p>	<p><u>d</u> 民間事業者<sup>d</sup>に委託可能な災害対応に係る業務（災害情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照) (危機管理部)</p> <p>また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び<u>目標時間</u>を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」<u>の効果的運用を推進する</u>。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照) (危機管理部)</p> <p>また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び<u>報告時間</u>を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」<u>を構築する</u>。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。</p>	<p>風水害対策編に同様の記載を追加するに当たり、表現を緩和するもの</p> <p>被害が甚大な地域からは、発災当初、被害の報告が出来ないのが一般的であるため、時間軸を意識した情報収集の内容を定めることで、情報が無いことが、甚大な被害の可能性に関する重要な情報となるよう情報収集体制について記載を追加するもの</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(カ) 過去の災害対応の<u>振り返りを行い、必要に応じて長野県災害対策本部規程、長野県警戒・対策本部設置要綱等</u>の見直しを図る。<u>見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての体制についても検討するものとする。</u></p> <p>また、体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p><u>(キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p><u>(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや<u>電動車</u>の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>通信</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(カ) 過去の災害対応を<u>検証し</u>、必要に応じて<u>体制</u>の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>携帯電話</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p>	<p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	
---	---	--



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第5節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 救助・救急用資機材の整備</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。</p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、<u>機関ごと</u>に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 救助・救急用資機材の整備</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。<u>(*: H27.4.1現在)</u></p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、<u>各機関ごと</u>に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。</p>	<p>数値の更新 不要な箇所を削除</p> <p>充足率を考察して変更</p> <p>全角半角の修正</p> <p>文言の整理</p>

<p><b>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。</p> <p>今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、<u>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>ア【県が実施する計画】（健康福祉部）</b></p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に <u>13</u> か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(イ) <u>長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター</u>又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p>	<p><b>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p>阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。</p> <p>今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、<u>航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）</u>を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。</p> <p><b>(2) 実施計画</b></p> <p><b>ア【県が実施する計画】（健康福祉部）</b></p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に <u>10</u> か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(イ) <u>長野厚生連佐久総合病院</u>又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p>	<p>不要な文言を削除</p> <p>数値の更新</p> <p>施設名の統一</p>
---	--	--

<p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u> 情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>正式名称に変更</p>
---	---	----------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する計画】（各部局）</p> <p>ア 倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。（林務部）</p>	<p style="text-align: center;">第9節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する計画】（各部局）</p> <p>ア 倒木処理に係る<u>技術的指針を策定するなど</u>、市町村の体制づくりを支援する。（林務部）</p>	<p>実態に合う対応とするため、記載内容を変更。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（県有施設管理局）</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」（令和2年7月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、<u>良好な環境の確保のため、特にトイレ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><b>3 避難所の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（県有施設管理局）</p> <p>(ア) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。</p>	<p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善、特にTKBの重要性について記載する</p> <p>令和元年東日本台風における他都県での課題を踏まえた国の防災基本計画の反映</p> <p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難</p>



<p><u>(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。</u></p> <p>(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(シ) 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」(令和2年7月改定)、<u>長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><b>5 在宅避難者等の支援</b></p> <p><b>(1) 現状及び課題</b></p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をい</u></p>	<p>(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(シ) 「<u>避難所マニュアル策定指針</u>」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>所の環境改善に、県、市町村、NPO等が協力して取り組むための水準目標についての記載を追加する</p> <p>避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加する</p> <p>令和元年東日本台風における、避難所での難聴者等への情報提供に関する課題を踏まえ、情報補償に関する記載を追加する</p> <p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善に、県、市町村、NPO等が協力して取り組むための水準目標についての記載を追加する</p> <p>令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことが課題であったことから、事前の対策について基本的な事項</p>
---	--	--

<p><u>う。以下同じ。)</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u></p> <p><u>ア【県が実施する計画】</u></p> <p><u>(ア) 在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるように、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</u></p> <p><u>イ【市町村が実施する対策】</u></p> <p><u>(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握</u></p> <p><u>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>6 学校における避難計画</u></p>		<p>を県独自に定めるもの</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りを踏まえた修正</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第18節 上水道施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b> 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p><b>2 実施計画</b></p> <p><b>イ【水道事業者等が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。</p> <p>b 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。</p> <p>c 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。</p> <p>d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。</p> <p>e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。</p> <p>f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p>g 復旧資材の備蓄を行う。</p> <p>h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> <p><u>i 予備電源の確保を図る。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 上水道施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b> 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p><b>2 実施計画</b></p> <p><b>イ【水道事業者等が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。</p> <p>b 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。</p> <p>c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。</p> <p>d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。</p> <p>e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。</p> <p>f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p>g 復旧資材の備蓄を行う。</p> <p>h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> <p><b>新設</b></p>	<p>用語の訂正</p> <p>対策の追加</p>



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会と<u>も連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意</u>する。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り</u>、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p><u>非常用電源の整備等による</u>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散<u>及び安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施 するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会と<u>の連携にも十分配慮</u>する。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第23節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 地すべり対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。<u>令和2</u>年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p><b>2 山地災害危険地対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>令和2</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,262</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>3,629</u>箇所である。</p> <p><b>6 土砂災害警戒区域の対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和2年12月31日</u>現在で<u>27,048</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,381</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）</b></p> <p><u>（ア）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進</u></p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第23節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 地すべり対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成31年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p><b>2 山地災害危険地対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成31</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,710</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,623</u>箇所である。</p> <p><b>6 土砂災害警戒区域の対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和元年10月31日現在で26,968区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,335区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）</b></p> <p><u>（ア）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進</u></p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>ゴシック体→明朝体</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点<u>農業用</u>ため池」<u>について</u>、優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動に<u>つなげる</u>対策                      ハザードマップの作成<u>及び</u>公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策                      農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を<u>得た上で</u>、廃止を<u>促進</u>する。また、「<u>防災重点農業用ため池</u>」の<u>防災工事</u>を推進する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(1) 現状及び課題                      県内には<u>1,800</u>箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。                      これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画  <b>イ【市町村が実施する計画】</b>                      (ア) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、<u>県</u>に報告する。                      (イ) ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」<u>を</u>優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動に<u>つながる</u>対策                      ハザードマップの作成<u>と</u>公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策                      農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を<u>得て</u>、廃止を<u>推進</u>する。また、<u>決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は</u>、<u>耐震対策</u>を推進する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(1) 現状及び課題                      県内には<u>1,700</u>箇所余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。                      これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画  <b>イ【市町村が実施する計画】</b>                      (ア) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は<u>県</u>に報告する。                      (イ) ため池管理者、<u>市町村</u>等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p>「防災重点ため池」には農業用以外のため池を含まないことを明確にするための修正表現の修正</p> <p>直近の箇所数に修正</p> <p>文言の修正</p> <p>表現の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第29節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。 集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（農政部）</b></p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 (イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。 (ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>農業<u>農村支援</u>センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（林務部）</b></p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐<u>等</u>を実施する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。 集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（農政部）</b></p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 (イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。 (ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>農業<u>改良普及</u>センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（林務部）</b></p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>・限定的な記載を変更。 (林務部)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>





水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・ <u>施設管理者</u>	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

(削除)

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

f 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地域振興局長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じ被災市町村へ連絡する。

不要な文言の削除

文言を統一

令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正

<p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>a 各課(所)は、<u>市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員(地方部リエゾン)等を通じてを収集する。</u></p> <p>b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。</p> <p>c 掌握した被害状況等を<u>長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県(本庁)の主管課に報告又は連絡する。</u></p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(応援・受援本部)に<u>情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣の派遣を求めるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>6 通信手段の確保</b></p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、<u>無人航空機等</u>による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p><b>(2)【市町村が実施する事項】</b></p> <p>ア <u>災害情報の共有ならびに通信手段確保のため</u>市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。</p> <p>イ <u>災害情報の共有ならびに通信手段確保のため</u>可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p><b>(3)【電気通信事業者が実施する事項】</b></p> <p><u>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</u></p>	<p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>a <u>各課(所)は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。</u></p> <p>b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。</p> <p>c 掌握した被害状況等を<u>地域振興局総務管理課に報告または連絡するとともに県(本庁)の主管課に報告する。</u></p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(災害対策本部室)に<u>情報収集チーム</u>の派遣を求めるものとする。</p> <p><u>e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。</u></p> <p><b>6 通信手段の確保</b></p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p><b>(2)【市町村が実施する事項】</b></p> <p>ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。</p> <p>イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p><b>(3)【電気通信事業者が実施する事項】</b></p> <p><u>重要通信の優先的な取扱を図るものとする。</u></p>	<p>地方部の情報収集体制は風水害対策編第3章第3節で詳細を記載するため削除</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p>
---	--	--



新	旧	修正理由・備考															
<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul> </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>	<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>		<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul> </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p><u>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</li> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>	<p><u>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</li> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>		<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>		<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>															
<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>																
<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</li> <li>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</li> <li>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>															
<p><u>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</li> <li>・「<u>東南海・南海地震応急対策活動要領</u>」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>																
<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正)</li> <li>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</li> </ul>																

<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 消防以外に関する応援要請</p> <p>a 他市町村に対する応援要請</p> <p>市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。</p> <p>この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。</p> <p>なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。</p> <p>また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。</p> <p>ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、<u>長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロック</u>から先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援を求める理由及び災害の状況</li> <li>○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等</li> <li>○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 消防以外に関する応援要請</p> <p>a 他市町村に対する応援要請</p> <p>市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。</p> <p>この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。</p> <p>なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。</p> <p>また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。</p> <p>ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、<u>近隣のブロック</u>から先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。</p> <p>〈応援の要請事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援を求める理由及び災害の状況</li> <li>○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等</li> <li>○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>	<p>長野県市町村災害時相互応援協定に当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合、先遣隊を派遣する応援ブロックを規程している。</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(イ) 救助・救急活動</p> <p><u>住民同士等により</u>、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、<u>(共助)</u>、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び<u>その他関係機関へその状況を</u>迅速に通報するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(イ) 救助・救急活動</p> <p>自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。</p> <p>また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。</p> <p>特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び<u>施設管理者等</u>へ迅速に通報するものとする。</p>	<p>共助について記載</p> <p>施設管理者も含めた『関係機関』とする。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、<u>国〔内閣府〕に共有</u>するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する</u>ものとする</p> <p>(タ) <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>(チ) <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(ツ) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(ア) <u>市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。<u>また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない</u>ものとする</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p>



<p><u>いの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、<u>在宅避難者</u>、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><b>イ【関係機関が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ア)</u> 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、<u>住宅での避難者</u>、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p><u>(イ)</u> 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p><b>イ【関係機関が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる<u>よう努める</u>ものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) 県及び<u>農業農村支援センター</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>農村支援</u>センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p><u>(カ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 農業<u>農村支援</u>センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) 県及び<u>地域振興局</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>改良普及</u>センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 農業<u>改良普及</u>センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>地域振興局</u>に報告するものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>令和元年東日本台風の災害対応を振り返り、農業ボランティアを位置付け</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由																								
<p><b>第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</b></p> <p><b>第1 県の体制</b></p> <p>1 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。</p> <p>なお、各体制の人員については、別表「『東海地震に関する情報』」に対応する県の活動体制」による。</p> <p>(1) 東海地震に関する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の種別</th> <th style="text-align: center;">活動体制</th> <th style="text-align: center;">業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関する調査情報(臨時)</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報(臨時)の内容その他これらに関連する情報」をいう。</p> <p><u>なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関する情報)の発表は行われないこととされている。</u></p>	情報の種別	活動体制	業 務 内 容	東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震観測体制	○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達	東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p><b>第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制</b></p> <p><b>第1 県の体制</b></p> <p>1 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。</p> <p>なお、各体制の人員については、別表「『東海地震に関する情報』」に対応する県の活動体制」による。</p> <p>(1) 東海地震に関する情報等の種別と活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の種別</th> <th style="text-align: center;">活動体制</th> <th style="text-align: center;">業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関する調査情報(臨時)</td> <td>東海地震観測体制</td> <td>○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)</td> <td>東海地震注意体制</td> <td>○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言及び東海地震予知情報</td> <td>東海地震警戒体制</td> <td>○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報(臨時)の内容その他これらに関連する情報」をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p>	情報の種別	活動体制	業 務 内 容	東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震観測体制	○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達	東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策	警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進	<p>「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴う「東海地震に関する情報」の発表の取扱いについて記載</p>
情報の種別	活動体制	業 務 内 容																								
東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震観測体制	○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達																								
東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								
情報の種別	活動体制	業 務 内 容																								
東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震観測体制	○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達																								
東海地震注意情報(東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策																								
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進																								

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省 <b>政策統括官付</b>)</p> <p style="padding-left: 2em;">「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章のIの第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省 <b>総合食料局</b>)</p> <p style="padding-left: 2em;">「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。</p>	<p>要領改正に伴う修正</p>